

(様式第 14 号)

分 割 納 付 誓 約 書

南牧村長 様

令和 年 月 日に申込みました南牧村地域防災情報等提供施設の設置費用(加入金・引込工事費)について、下記のとおり分割して納付することを誓約します。引込工事完了後に施設設置家屋を譲渡等したときは、その時点の残金を全額納付します。

なお、納付を二月以上滞納したときは、ただちに加入承認の取消し及び施設の撤去をされても異議ありません。

記

1. 分割納付額

内訳 【 加 入 金 】 _____ 円 計 _____ 円
【 引込工事費 】 _____ 円

2. 月額等

納付年月日	納付方法	分割回数	月額納付額
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	口座振替 納付書 その他		円 うち加入金 円 引込工事費 円 (端数は最終月で調整)

上記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電話番号: _____

【裏面】

○誓約書を提出されるにあたって特に注意していただきたいこと

- 1 加入金及び引込工事費を分割納付される場合に分納申請書と一緒にこの誓約書を提出してください。
- 2 分割納付金を二月以上滞納した場合は、南牧村地域防災情報等提供施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)11条第4号の規定により、加入承認の取消し及び施設を撤去すると同時に未納額を一括でお支払いいただきます。なお、お支払いいただけない場合は、損害賠償請求をします。
- 3 引込工事完了後、施設設置家屋を譲渡等される場合は、その時点での残金を全額納付していただきます。なお、施設設置家屋を譲渡等される際は、事前にご連絡ください。
- 4 条例第24条第1項の規定により、加入金及び引込工事費をそれぞれ、最大で60回までの分割納付をすることができます。「加入金のみ」や「引込工事費のみ」、「加入金と引込工事費の両方」を選択することができます。
- 5 施行規則第3条第1項の規定により、分割納付金の徴収は、原則、預金口座からの振替とさせていただきます。口座振替の方法により徴収することが困難な場合は、納付通知書により徴収します。
- 6 その他、不明な点がございましたら、総務課企画係へおたずねください。